

3. 共立女子大学・共立女子短期大学試験規程

本学学則に規定する試験に関する事項を次のように定める。

(試験の定義)

第1条 試験は、学則に基づき、大学が学生に対し授業科目所定の課程修了を認定する方法である。

2 試験に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。

(試験の種類)

第2条 本学において実施する試験は、定期試験、平常試験、追試験及び再試験とする。

2 定期試験は、学期末または学年末の所定の期間内に行う。

3 平常試験は、授業の一環として、授業内において適宜実施する。

4 追試験は、病気その他止むを得ない理由によって、定期試験に欠席し、所定の許可を得た者に対して行う。

5 追試験に関する細則は別に定める。

6 再試験は、卒業期の学生で試験の結果不合格となり、卒業要件に達しなかった者のうち、教授会の許可を得た者に対して行う。

7 再試験に関する細則は別に定める。

(試験の方法)

第3条 試験は、筆記試験、レポート、口述試験、報告書、論文、作品及び実技等の方法によって行う。

(試験の実施)

第4条 定期試験、追試験、再試験は、本規程及び試験実施に関する内規等に基づき授業科目担当者が実施する。

2 授業科目担当者は、本規程に基づき、試験問題の出題、試験監督及び答案の採点を行う。

(試験監督)

第5条 定期試験の試験監督は、当該授業担当者が行うものとし、必要に応じて助手その他の職員が当たる。

2 試験監督は、試験が厳正かつ公正に行われるよう当該試験を管理する。

(定期試験の運営)

第6条 定期試験の運営は、教務課が当たる。

2 教務課は、本規程及び試験運営に関する内規等に基づき、定期試験実施の準備、定期試験問題及び答案の管理・受け渡し、試験中における事故の処理等を行う。

(受験資格)

第7条 受験資格は、次の条件を充たした者に与える。

(1) 当該授業科目の履修登録をしていること

(2) 当該授業科目の出席時間数が原則として授業総時間数の2/3以上あること

(3) 当該期の学費を納入していること

(試験中の不正行為)

第8条 試験は厳正に行われるものとし、試験中に学生の不正行為があった場合は教授会の議を経て懲戒する。

2 試験中の不正行為に関する細則は別に定める。

附 則

この規程は平成元年4月1日から施行する。又、昭和39年12月1日施行の試験規程はこれを廃止する。

附 則

この規程は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成29年4月1日から施行する。